

地方分権：関係省庁ヒアリング資料

5

提案事項：都市公園における運動施設の敷地面積に関する規制緩和

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課
平成28年10月24日

重点番号35：都市公園における運動施設の敷地面積に係る条例委任(国土交通省)

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)

6 義務付け・枠付けの見直し等

【国土交通省】

(9)都市公園法(昭31法79)

(i)都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限(施行令8条1項)については、政令を改正し、基準を弾力化する。

具体的な制度設計については、都市公園における運動施設の設置の状況や地方公共団体の意向等を調査し、平成28年中に結論を得る。

6

参照条文

○都市公園法施行令(昭和三十一政令第二百九十号)

(公園施設に関する制限等)

第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十をこえてはならない。

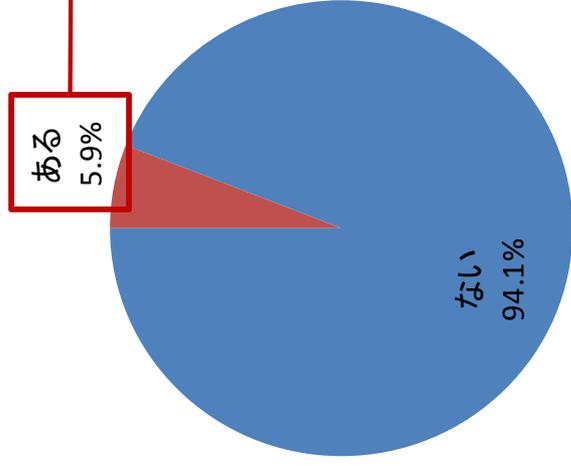
2～6 (略)

運動施設の敷地面積の割合に関する意向調査①

- 全国の都市公園数約10万6千箇所のうち、運動施設が設置されている都市公園は約5千箇所
- 都市公園を有する地方公共団体約1,300のうち、運動施設が設置されている都市公園を有する地方公共団体は約1,100団体

運動施設の敷地面積の割合に関する意向について、運動施設を有する地方公共団体に対し、アンケート調査を実施（調査対象：712地方公共団体）

○運動施設の敷地面積の割合（運動施設率）に関する支障事例の有無

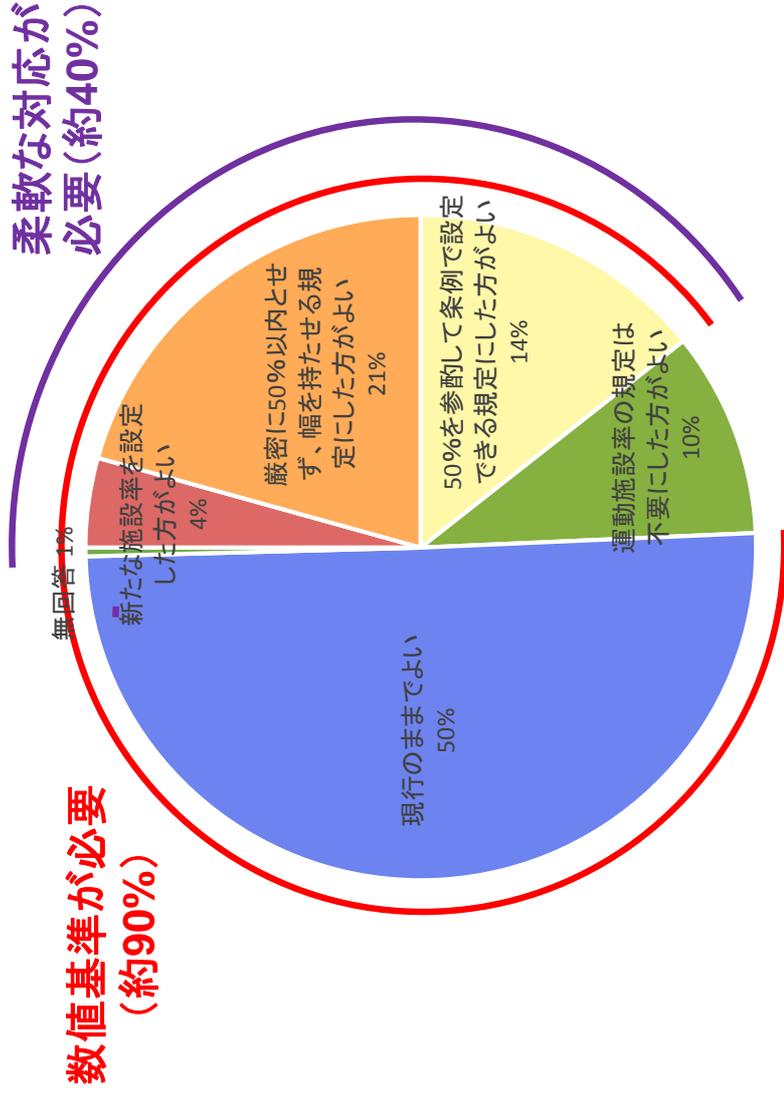


支障が生じている事例

新たな運動施設設置の要望があるが、現在の面積が49%に達し、追加整備ができない。
運動施設の改修計画を検討したが、施設面積の合計が50%を超えることが明確なため断念した。

施行令施行前に開設され既存不適格な状態である都市公園について、運動施設改修時には法令への適合が求められるが、大規模な改修は予算上困難。

○運動施設率についての考え



新たな施設率を設定と回答した理由

時代の変化に応じた様々な要望があるため
 一定の基準は必要であると考えるため
 新たな運動施設の整備を可能とするため

幅を持たせる規定と回答した理由

地域のニーズに合った公園づくりのため、ある程度の弾力性を持たせることが必要と考えるため
 無秩序にならないためには、基準的な数値を示す必要が有ると考えるため、幅を持たせた基準が良いと考える

条例で設定できる規定と回答した理由

各自治体の実情に即した運動施設の配置が可能となるから
 建ぺい率と同様に地域の状況に合わせた数値設定を可能にした方がよいと考えるから。

規定は不要と回答した理由

地域の実情や住民ニーズに柔軟に対応できるようにするため
 多様な公園の有様を考えると面積要件は廃止すべきであるから

現行のままでよいと回答した理由

都市公園本来の機能が損なわれる恐れがあるため
 都市公園は、運動施設以外にも様々な施設で構成されるものであることから、運動施設に一定の上限を設けることは妥当と考えるため
 現行の規定で支障が生じていないため

○運動施設率50%を超えることができる場合の理由として妥当と考えるもの

回答例

防災関連施設を設置するため

移動等円滑化(バリアフリー)に対応するため

国体等運動施設基準に適合するため

時代の変化に合わせた市民のニーズに対応するため

地域特性や使用形態を考慮した対応とするため

運動施設の機能拡張や施設機能の転換に柔軟に対応するため

コンパクトシティの推進等の観点から、公園施設の整理・集約を進めるため



調査の結果

- 現状として、支障が生じている地方公共団体は少ないが、支障事例は存在する。具体的な支障事例としては、運動施設の新築・改修計画時に支障が生じている。
- 運動施設率については、現行のままという意見と新たな数値を求める意見を合わせると、一定の数値基準が必要と考える地方公共団体が約9割である。
- 基準値については、数値に幅を持たせる意見と、条例で定める意見を合わせると、地域のニーズに応じた柔軟な対応が可能な規定を求める地方公共団体が約4割である。

○運動施設の敷地面積の割合の上限を定めている趣旨

- 都市公園は、一般公衆の自由な利用に供されるべき公共施設。
 - 運動施設の利用者は、主にその競技をする者に限定されてしまう。
- ⇒ 運動施設が施設面積が過半を占めると、都市公園の本来の目的に支障を及ぼすこと等が懸念

○地方公共団体に対する意向調査の結果

- 具体的に支障が生じている事例が存在している。
- 運動施設の敷地面積の割合については、一定の数値基準が必要と考える地方公共団体が約9割。
- 一方、地域のニーズに応じた柔軟な対応が可能な規定を求めめる地方公共団体が約4割。

10

今後の方針

- ✓ 運動施設の敷地面積の割合の上限として、50%が基本であるという考え方は維持
- ✓ 具体的な数値については、地域の実情に応じて、地方公共団体が都市公園ごとに設定可能に

都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限について、
50%を参酌して地方公共団体が条例で個別に設定できる規定とする方向で
政令改正の内容を検討中。